

鎌ヶ谷市ふるさと納税返礼品募集要項

1 事業概要

鎌ヶ谷市の産業の振興及び市の魅力を発信することを目的に、鎌ヶ谷市へ市外在住の方から寄附があった際の返礼品として、地元産品やサービス等を提供していただける事業者を募集します。

2 ふるさと納税制度の概要

ふるさと納税制度とは、生まれ育ったふるさと、お世話になった地域、これから応援したい地域の力になりたいという思いを実現するため、納税者が応援したい自治体を選んで寄附をする制度です。

寄附した金額の2,000円を超える部分についてその一定限度額まで所得税と合わせ個人住民税が控除される寄附金税制のことです。寄附先は出身地に限らず、すべての自治体から自由に選ぶことができます。

※ 制度の詳細は、総務省のホームページをご覧ください。

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/080430_2_kojin.html

3 応募の要件等

応募にあたっては、以下の「事業者の要件」及び「商品の要件」のいずれも満たしていることが必要です。

(1) 事業者の要件

- ① 市から提示された返礼品の発送スケジュールや発注内容を守れること。
また、関係法令等が改正された場合の返礼品に係る内容の見直し等について、市に協力できること。
- ② 原則、本社（本店）、支社（支店）、事業所又は工場が市内にある法人・団体又は個人事業者であること。
- ③ 各種法規則、条例に沿った生産・製造・販売等を行っていること。
- ④ 市税を滞納していないこと。
- ⑤ 鎌ヶ谷市暴力団排除条例に規定されている者でないこと。
- ⑥ 電子メールの送受信が可能なインターネット環境を有しており、市との連絡が電子メールにて確実に取れる状態であること。

※ 上記の要件に適合しても、市が適当でないと認めた場合は、選定しない

ことがあります。

(2) 返礼品の要件

- 以下①～⑦（令和6年6月28日付け総務省告示第203号第5条各号）のいずれかの要件に該当するものであること。
 - ① 鎌ケ谷市内で収穫、栽培、生産等されたもの。
(例) 市内で収穫された野菜や製造された工芸品
 - ② 原材料の主要な部分が、鎌ケ谷市内で収穫、栽培、生産等されたもの。
 - ◇ 原材料の主要な部分が、市内で収穫、栽培、製造等された加工品（他自治体で加工されていても可）
(例) 市内で生産された果物を100%使用して、市外で製造されたジェラート
 - ③ 鎌ケ谷市内で製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているもの。
(例) 市外で生産された原材料を用いて、市内の醸造所において醸造した酒
 - ◇ 実質的な変更を加える加工または製造に該当しないものは不可（単なる切断、瓶・箱等の包装容器に詰めること、単なる部品の組み立て等）
 - ◇ 製品の企画立案等を鎌ケ谷市で行い、他市で製造している場合は、製品の価値の過半が鎌ケ谷市内で生じている旨の証明がなされた場合に限る
 - ◇ 食肉の熟成又は玄米の精白は、千葉県内において生産されたものを原材料とするもの
 - ④ 鎌ケ谷市内で収穫、栽培、生産等されたもので、近隣の他市町村内で収穫、栽培、生産等されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る）。
(例) 複数自治体を管轄するJAが市内と市外で生産された米をブレンドし「□□米」として出荷されたもの
(×) 市内で生産されたものと市外で生産されたものを全国の小売店等で区別なく取り扱っているアイスクリーム【不可】
 - ⑤ 鎌ケ谷市のPRを目的としたキャラクターグッズ、オリジナルグッズ、それに類するもの。
(例) かまたんグッズ
 - ⑥ ①～⑤までに該当する商品と、その商品に関連する商品とを組み合わせたもの。ただし、組合せた商品のうち、①～⑤に該当する商品が主要な部分を占めていること。

- (例) 市内で製造されたそばと市外で製造されたそばつゆのセット
(×) 市外で製造されたビールと市内で生産されたタオルをセットにしたもの【不可】

⑦ 鎌ヶ谷市内で提供されるサービス等であり、そのサービスの主要な部分が鎌ヶ谷市に関連するものであること。

- (例) 鎌ヶ谷産の食材をふんだんに使ったコースの食事券
(×) 全国的に展開している飲食店における飲食、美容施設での施術【不可】

☆ 鎌ヶ谷市内に所在する宿泊施設で、千葉県内のみで運営を行う者が運営するものにおける宿泊の提供に係る役務

- 飲食物の場合は、寄附者に商品到着後5日程度の賞味期間が保障されていること。ただし、5日に満たない場合は、予め商品説明にその旨明記すること。
- 宿泊、食事等のサービスを提供する場合は、寄附者を記名した原則有効期限が発行日から6ヶ月以上の利用券を発行すること。
- 品質及び数量の面において、安定供給が見込めること。ただし、予め期間や数量限定で取扱うことは可能。
- 次に掲げる「ふるさと納税の趣旨に反するような返礼品」に該当しないこと。
 - ・金銭類似性の高いもの（プリペイドカード、商品券、電子マネー、ポイント、マイル、通信料金等）
 - ・資産性の高いもの（電機・電子機器、家具、貴金属、宝飾品、時計、カメラ、ゴルフ用品、楽器、自転車等）

(3) 返礼品取り扱い事業者のメリット等

- ① 返礼品の商品代（包装代や箱代を含む）及び送料実費は市が負担します。
 - ② ふるさと納税ポータルサイトに返礼品の画像、商品名、事業者名等を掲載するため、PRにつながります。
 - ③ 商品の発送にあたって、自社の商品カタログ、チラシ等を同梱して発送することができます。
- ※ ただし、返礼品事業により取得した個人情報について、ダイレクトメール発送等の二次利用や第三者への漏洩は禁止します。

★協力事業者は、業務の円滑な運用のため、市が定める方法での返礼品発注への対応、発送、精算をしてください。
 なお、協力事業者との具体的な連絡調整については、鎌ヶ谷市ふるさと納税事務局（市委託事業者）が中心となり行います。

4 寄付金額の設定

寄附金額に応じた商品等を募集します。返礼品の提供金額は、商品価格（税込み）÷返礼品割合（30%）で算出された金額に、一定の倍率を掛け合わせて算出します。商品価格や、配送方法により変動しますので、詳細はご相談ください。

※ 梱包費は提供金額に含みますが、送料は含みません。以下は一例です。

返礼品の価格（税込、包装代・箱税込） ※送料は除く	寄附金額
3,000円	13,000円
5,000円	23,000円
10,000円	45,000円
20,000円	88,000円
30,000円	110,000円
50,000円	184,000円

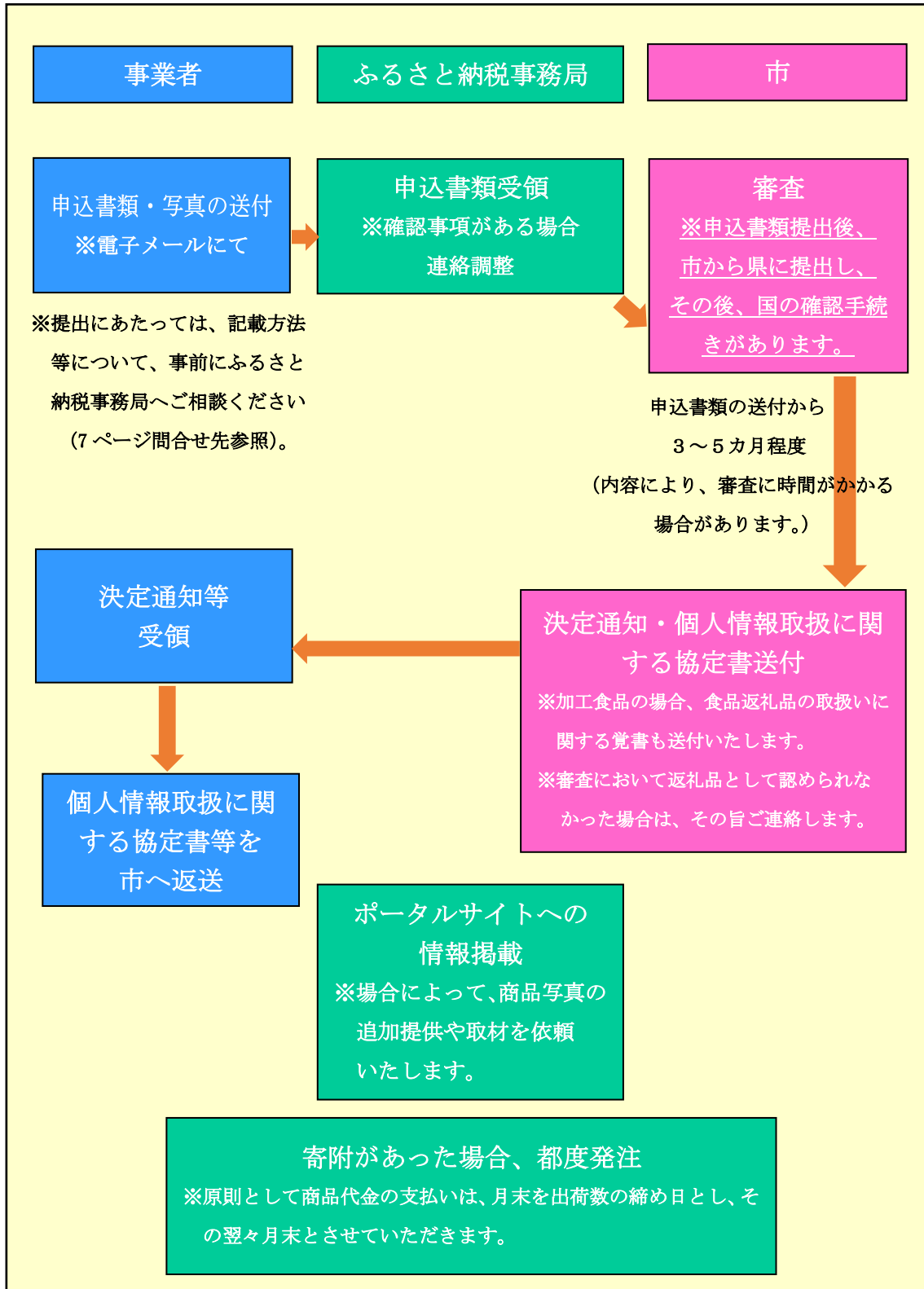
5 応募方法

- （1） 鎌ヶ谷市ふるさと納税返礼品申込書を市ホームページからダウンロードしてください。
- （2） ダウンロードした申請書式に必要事項を記入し、鎌ヶ谷市ふるさと納税事務局（市委託事業者）に書類を電子メールでご提出ください。

送付先：メール：furusato_bpo@futurelink.co.jp

- ※ 提出にあたっては、記載方法等について、事前にふるさと納税事務局へご相談ください（7ページ問合せ先参照）。
- ※ ポータルサイトへの掲載及び商品内容の確認のため、写真を合わせて送付してください。また、パッケージに印刷された製品情報等も送付いただくと、審査がスムーズになります。なお、場合により、商品実物を確認させていただくことがあります。

6 選定スケジュール



7 その他留意事項

- (1) 協力事業者は、鎌ケ谷市から提供された寄附者の個人情報「鎌ケ谷市個人情報保護条例」及び関係法令を遵守し、適正に取り扱わなければなりません。また、市と「個人情報取扱に関する協定書」を締結していただきます。
- (2) 加工食品を返礼品として提供する場合、「食品返礼品の取扱いに関する覚書」を締結していただきます。提供にあたっては、食品産地名の適正な表示など、食品表示法の適正な運用を行ってください。
- (3) 寄附者が鎌ケ谷市民である場合は、返礼品を送付しません。
- (4) 最終的な返礼品の選考は鎌ケ谷市が行います。
- (5) 返礼品は、寄附者より選択された場合に提供をお願いするものです。選択されない場合も有りますので、あらかじめご了承ください。
- (6) ふるさと納税ウェブサイトに掲載した返礼品の画像や表現については、鎌ケ谷市でもふるさと納税のPRに転載のうえ、活用することに承諾をいただきますが、それ以外の目的には使用いたしません。
- (7) ふるさと納税の募集に際して、新聞やテレビ、インターネット等の各種広告媒体に返礼品等を強調して掲載することや、返礼品等の情報が大部分を占めるパンフレットを作成し、不特定多数の者にこれを配布するなど、宣伝広告を行うことは禁止となっております。
- (8) 返礼品の品質等に関して、寄附者から問合せ、苦情等があった場合は、真摯に対応し解決に努め、内容について市へ報告してください。なお、品質等による保証やクレーム対応については、市は一切の責任を負いません。
- (9) 次のいずれかに該当するときは、速やかに市まで届け出てください。
 - ① 商品の発送に遅延が生じたとき
 - ② 商品が販売中止または終了となる恐れが生じたとき
 - ③ 商品の品質及び発送過程等で事故等の問題が生じたとき
 - ④ 登録された返礼品の内容に変更が生じたとき
- (10) 鎌ケ谷市は、次のいずれかに該当するときは、返礼品の決定を取り消します。
 - ① 申込み内容に虚偽があった場合
 - ② 本要項に違反したと判断した場合
 - ③ 市へ損害を及ぼす行為があった場合
 - ④ その他、市が返礼品としてふさわしくないと認めた場合

8 返礼品の変更申請・取りやめ等

- (1) 登録している返礼品の内容を変更する場合は鎌ケ谷市ふるさと納税返礼品変更申込書を鎌ケ谷市ふるさと納税事務局へ提出してください。
- (2) 協力事業者の取りやめ又は返礼品の提供の取りやめを希望する場合は、鎌ケ谷市ふるさと納税返礼品等取りやめ報告書を鎌ケ谷市ふるさと納税事務局へ提出してください。

9 申込み・問合せ先

鎌ケ谷市ふるさと納税事務局

電話：047-495-0635

FAX：050-3488-0899

電子メール：furusato_bpo@futurelink.co.jp（書類の提出は電子メールのみ）